

地域生活支援事業の利用者負担の見直しについて

保健福祉部 障害福祉課

1 地域生活支援事業の概要

障害者（児）が、地域社会で充実した生活を過ごすための支援として、障害者総合支援法及び児童福祉法による法定の障害福祉サービスと市町村が独自に行う地域生活支援事業のサービスを実施している。

地域生活支援事業は、国の「地域生活支援事業実施要綱」（平成 18 年 10 月適用）に基づき、国庫補助（補助率 1 / 2）及び県補助（補助率 1 / 4）を受け実施しており、地域の特性や利用者の状況に応じ、市でサービス内容を決定している。利用者負担についても、市の判断としている。

2 利用者負担について

本市の地域生活支援事業のうち、障害者（児）が利用する個別給付のサービスは次の 5 事業がある。

市民税課税世帯からは、下記の割合で利用者負担をいただいている。市民税非課税世帯は負担は無い。

- ・ 日常生活用具給付事業（利用者負担 10%）
- ・ 移動支援サービス事業（利用者負担 5%）
- ・ 訪問入浴サービス事業（利用者負担 5%）
- ・ 障害者タイムケア事業（利用者負担 5%）
- ・ 障害児自立サポート事業（利用者負担 5%）

3 利用者負担見直しの理由

地域生活支援事業の利用者負担を決める際（平成 19 年 4 月）に、障害福祉サービスと同じ 10%とすると、利用者の負担が大きいため、移動支援サービス事業、訪問入浴サービス事業、障害者タイムケア事業及び障害児自立サポート事業の利用者負担を 5%とした。

導入後の利用状況等を踏まえ、障害福祉サービスの利用者負担との整合性を図るために、地域生活支援事業の利用者負担の見直しの必要がある。

4 諮問内容

上記理由を踏まえ、当該事業の利用者負担の見直しについて、ご審議いただきたい。